

地域計画

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鬼北町 (38488)
地域名 (地域内農業集落名)	鬼北町好藤地区 (吉波集落、西仲集落、東仲集落、内深田集落、沢松集落、清延集落、国遠集落、成藤集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	297 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	297 ha
② 田の面積	190.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	106.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	64.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	56.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現在、認定農業者及び中心経営体が主に農地を集積し耕作を行っている。後継者不足により、今後は地区内の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定の農業者の耕作面積の方が多くなる可能性が高いため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻、露地野菜、果樹を中心に耕作を行いつつ、認定農業者及び中心経営体への農地の集約・集積を図る。
 水稻については、圃場整備済みの圃場を中心に主食用水稻及び飼料用米等の非主食用水稻の作付けを行う。
 露地野菜については、えひめ南農業協同組合の重点品目等への作付の推進を図る。
 果樹については、柚子や栗等の当町の特産品目の作付を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内の担い手にも一定数、規模拡大を考えている農家もいることから、離農や規模縮小する農家に対して、まずは地域内の担い手に貸し付けを優先的に行うよう周知を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.9	%	将来の目標とする集積率
			50.8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
※具体的な目標は未定			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
圃場整備済みの農地を中心に認定農業者及び中心経営体への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は中間管理機構を有効活用し、農地バンク機能を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農業集積・集約化を図るため、基盤整備や水路整備等に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者、新規就農希望者の受け入れ体制を整備し、担い手の確保を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
栽培品目が多種にわたることから、農業協同組合等と連携して活用できる支援制度等について検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①については、日本型直接支払制度等を活用し防止柵の管理等を行う
 ②については、認定農業者を中心に減農薬・減肥料に向けて、環境に配慮した有機肥料の使用促進を図る。
 ③については、GPSを活用した農業用機械や水張りシステム等の圃場の省力化システムの推進を図る。
 ④については、認定農業者を中心に、新市場開拓用米の取組みを図る。
 ⑤については、地区内にある畜産農家と水稻農家が連携し、化学肥料の減を図る。
 ⑦については、日本型直接支払制度を活用し、農地の保全・管理等を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)			目標地図上の表示	備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積		
認農	[A]	水稻+果樹	48.9 ha	23 ha	水稻+果樹	90.2 ha	0 ha	全般	
認農	[B]	水稻	13.2 ha	0 ha	水稻	23.6 ha	0 ha	全般	
認農	[C]	水稻+畜産	8.6 ha	0 ha	水稻+畜産	12.7 ha	0 ha	清延・内深田	
認農	[D]	水稻+野菜	5.1 ha	0 ha	水稻+野菜	5.1 ha	0 ha	沢松・内深田	
認農	[E]	水稻	5.7 ha	0 ha	水稻	5.7 ha	0 ha	吉波・西仲・東仲	
認農	[F]	野菜	0.3 ha	0 ha	野菜	0.3 ha	0 ha	東仲	
認農	[G]	水稻+畜産	0.2 ha	0 ha	水稻+畜産	0.2 ha	0 ha	沢松・内深田	
認農	[H]	水稻+畜産	0.4 ha	0 ha	水稻+畜産	0.4 ha	0 ha	沢松	
認農	[I]	水稻+野菜	3.7 ha	0 ha	水稻+野菜	3.7 ha	0 ha	国遠・成藤	
到達	[J]	水稻+野菜	0.3 ha	0 ha	水稻+野菜	0.3 ha	0 ha	吉波	
到達	[K]	水稻+野菜	4.0 ha	0 ha	水稻+野菜	4.1 ha	0 ha	吉波・西仲・東仲	
到達	[L]	水稻+野菜	4.6 ha	0 ha	水稻+野菜	4.6 ha	0 ha	内深田	
			ha	0 ha		ha	0 ha		
			ha	0 ha		ha	0 ha		
			ha	0 ha		ha	0 ha		
			ha	0 ha		ha	0 ha		
計	12経営体		95 ha	23 ha		150.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	【M】	農作業全般	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。